

平成29年瑞穂町教育委員会第8回定例会 会議録

平成29年8月24日瑞穂町教育委員会第8回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 中野 裕司 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 滝澤 福一 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君
指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君 ・ 社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第18号 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について
(瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)

- 日程第4 議案第19号 平成30年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について
日程第5 議案第20号 平成30年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について
日程第6 議案第21号 平成29年度一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前9時00分

滝澤委員長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名です。定足数に達しておりますので、これより平成29年瑞穂町教育委員会第8回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

滝澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番、関谷委員を指名いたします。

滝澤委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

滝澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

滝澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員長 ほかにご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

滝澤委員長 日程第3、議案第18号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取（瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求め

ます。

鳥海教育長 提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細につきましては、社会教育課長に説明させます。

社会教育課長 本日お配りしました資料の1をご覧ください。こちらは庁議での資料になります。

1 目的 新庁舎建設に伴い、住民等の利用を停止している町民会館ホールの代替として、瑞穂ビューパークスカイホール小ホール等の施設使用料を、期間を限定し町民会館ホールの使用と同条件にするため、条例を改正します。2 現行の左側をご覧ください。町民会館ホールの使用につきましては、町及び町の公共的団体の公の会議、又は行事等については、無料としています。これに対し右側のスカイホール等は、町、教育委員会、町内の幼稚園、保育園、小・中学校、高校が教育目的で使用、官公署が公益目的での使用については、100%減免となりますが、公共的団体が使用する場合は1/2減免となっています。なお、小ホール等の等は、展示ホール、リハーサル室、附属設備のことになります。これを改正しまして、3 改正後ですが、町民会館ホールについては、利用できませんので変更はありませんが、右側の小ホールにつきましては、町民会館ホールが使用できない平成31年6月30日までの間は、町民会館ホール使用と同条件使用できるようにするものです。4 施行期日につきましては、公布の日からとします。

裏面をご覧ください。

5 特例措置の期間ですが、公布の日から平成31年6月30日までの間で、適用します。6 住民への周知方法ですが、議会の議決後、広報紙、ホームページ、掲示その他の方法により周知します。7 スケジュールですが、本日の庁議報告の後、9月 議会へ議案上程します。以上、説明とさせていただきます。

続いて議案書を1枚おめくりください。新旧対照表をご覧ください。

第10条は文言整理です。次に、附則を改め2条の条立てとします。第1条は、施行期日を定めます。

第2条は、使用料の減免の特例を設けます。第1項は、町民会館の利用停止に伴って小ホール等を使用する場合で、町民会館の使用料が無料又は使用料の全部もしくは一部を免除されるべき団体であると教育委員会が認めたときは、この条例の施行の日から平成31年6月30日までの間、小ホール等の使用料について、100分の100の減免を適用するものです。第2項は、前項の規定により使用料を免除される団体が、この一部改正条例施行日前に使用料を納め、当条例施行日後に小ホール等を使用する場合、既に納めた使用料を返還することを定めるものです。第3項は、使用料の免除及び返還に関し、必要な事項を規則で定めるとするものです。説明は以上です。

滝澤委員長

以上で説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議案第18号に対する討論を行います。（「討論なし。」の発言）

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし。」との発言）

滝澤委員長

ご異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。

つづきまして、日程第4、議案第19号、平成30年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成30年度使用小学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長に説明させます。

指導課長

平成30年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について説明いたします。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条は、教科用図書の採択について、種目ごとに1種の教科用図書の選定をすることとしている規定です。また、学校教育法附則第9条につきましては、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科書や文部科学省の著作教科書以外の教科用図書を使用することができるという規定です。

採択の流れについてご説明いたします。特別支援学級の設置校ごとに校長を中心とした図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で平成30年度に使用する教科用図書の調査研究を行いました。調査研究に際しては、内容、表現、使用上の便宜、その他の4点とし、児童・生徒の発達の段階や能力、特性などの実態に応じて検討いたしまして、選定理由書を作成し、教育長に提出したところでございます。平成30年度の小学校特別支援学級教科用図書選定一覧表及び選定理由書は、別紙のとおりです。

教科用図書選定一覧の記載内容の一部について、ご説明いたします。瑞穂第一小学校の一覧表をご覧ください。国語及び算数の同成社の「ゆっくり学ぶ子のためのこくご2、3（改訂版）」及び「ゆっくり学ぶ子のためのさんすう4、5」は、特別支援学校などにあわせた内容の図書であり、指導の一貫性を踏まえて選定しています。また、国語や書写、算数、音楽、生活、図工、道徳においては、「検定教科書」とありますが、瑞穂町で採択しております通常の学級で使用する教科用図書と同じものを使用するというところでございます。他の教科用図書につきましては、社会・保健については児童の発達段階に合わせて一般図書を選定しており、理由は、別紙報告書のとおりとなっております。これらの図書につきましては、学校ごとに選ぶことができるため、特別支援学級設置校である瑞穂第一小学校長から採択を希望する図書を、毎年度採択するものです。以上で議案説明を終わります。慎重ご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

滝澤委員長
滝澤委員長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議案第19号に対する討論を行います。（「討論なし。」の発言）

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第19号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし。」との発言）

滝澤委員長

ご異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。

つづきまして、日程第5、議案第20号、平成30年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成30年度使用中学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導課長に説明させます。

指導課長

平成30年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について説明いたします。

先ほどの、小学校特別支援学級教科用図書と同様の採択の流れとなっており、瑞穂中学校で選定理由書を作成し、教育長に提出したところでございます。平成30年度の中学校特別支援学級教科用図書選定一覧表及び選定理由書は、別紙のとおりです。教科用図書選定一覧の記載内容の一部について、ご説明いたします。瑞穂中学校の一覧表をご覧ください。国語の同成社の「ゆっくり学ぶ子のための国語4」、東洋館出版社の「くらしに役立つ 国語」、本の泉社「小学校学習漢字1006字がすべて読める漢字童話」は、特別支援学校などにあわせた内容の図書であり、生徒の発達段階に合わせて選定しています。

また、数学の東洋館出版社の「くらしに役立つ 数学」、日本教育研究出版の「ひとりだちするための 算

数・数学」は、特別支援学校などにあわせた内容の図書であるとともに、生徒の生活と関連した内容から選定しています。

音楽、器楽、美術、保健体育においては、「検定教科書」とありますが、瑞穂町で採択しております通常の学級で使用する教科用図書と同じものを使用するということでございます。他の教科用図書につきましては、書写・社会・理科・技術家庭・英語については生徒の発達段階に合わせて一般図書を選定しており、理由は、別紙報告書のとおりとなっております。

これらの図書につきましては、学校ごとに選ぶことができるため、特別支援学級設置校である瑞穂中学校長から採択を希望する図書を、毎年度採択するものです。

以上で議案説明を終わります。慎重ご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

滝澤委員長

以上で説明は終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員長

質問もないようですので、終結いたします。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議案第20号に対する討論を行います。（「討論なし。」の発言）

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし。」との発言）

滝澤委員長

ご異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。

つづきまして、日程第6、議案第21号、平成29年度一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、平成2

9年度一般会計補正予算（第2号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出する。詳細につきましては、教育課長に説明させます。

教育課長

詳細について説明いたします。

1 ページおめくりください。まず、歳入ですが、科目名称と増額理由を説明いたします。

ナンバー1、「学力格差解消推進校事業補助金」は、新たに二中が当該推進校に指定されたことから、予算化します。ナンバー2、「オリンピック・パラリンピック教育推進校委託金」は、昨年度に引き続き、小中全7校が当該推進校に指定されたことから、予算化します。ナンバー3、「持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業委託金」は、新たに五小が当該推進校に指定されたことから、予算化します。ナンバー4、「道徳教育推進拠点校事業委託金」は、昨年度に引き続き、瑞中が当該拠点校に指定されたことから、予算化します。ナンバー5、「スーパーアクティブスクール事業委託金」は、昨年度に引き続き、二中がスーパーアクティブスクールに指定されたことから、予算化します。ナンバー6、「スカイホール主催事業入場料」は、今年度開催する主催事業実施に伴う入場料を予算化します。

裏面をご覧ください。歳出になります。工事及び事業終了に伴う契約差金等減額補正を除き、科目名称と主な増減理由を説明いたします。ナンバー1、「校内研修講師謝礼」、ひとつ飛んでナンバー3の「校内研修事業費」は、五小が持続可能な社会づくりに向けた教育推進校事業の指定されたことから増額補正します。ナンバー2、「教育相談員等費用弁償」は、初任者宿泊研修に教育アドバイザーが配置されたため増額補正します。ナンバー5、「東京都市管理指導室課長会負担金」は、オブザーバーから会員同様の立場で会に参加できるようにするため、新たに予算化します。ナンバー6及び7、「小・中学校要保護及び準要保護児童生徒就学援助費」の説明は、最後にさせていただき次に進みます。ナンバー8、「五小清掃具・消毒薬剤及び医薬消耗品費」は、プール薬剤使用料増加のため増額補正します。ナンバー9、「漏水調査委託料」は、四小プール

で発生した漏水について、漏水箇所を特定するため調査費用を予算化します。ナンバー12から15、次のページに飛びますが、ナンバー18、20及び25は、オリンピック・パラリンピック教育推進校に小中全7校が指定されたことから、「講師謝礼」、「消耗品費」、「委託料」及び「備品購入費」をそれぞれ予算化するものです。ナンバー17、「瑞中部室棟屋上防水工事」は、老朽化により屋上防水機能が低下し、雨漏りが著しくなったため、緊急修繕費を予算化するものです。ナンバー19、一つ飛んで21は、瑞中が道徳教育推進拠点校の指定を受けたため、「講師謝礼」及び「事業費」を予算化します。ナンバー22、飛びましてナンバー26は、二中がスーパーアクティブスクールに指定されたことから、「事業費」及び「備品購入費」を予算化します。ナンバー23、飛びましてナンバー28は、二中が学力格差解消推進校の指定を受けたことにより、「消耗品費」及び「備品購入費」を予算化します。ナンバー24、飛んでナンバー27ですが、毎年冬に開催される東京駅伝に出場する生徒及び教員へ貸与する防寒コートの購入費用と大会終了後に防寒コートの洗濯を行うための費用を予算化します。ナンバー29、「指定文化財展示委託料」は、産業まつり開催時に殿ヶ谷神輿を展示するための委託料を予算化します。ナンバー30、次のページになりますが、ナンバー31から36は、スカイホール主催事業を実施するため、「食糧費」から「負担金」までを増額補正又は予算化します。ナンバー37、「修繕料」は、中央体育館の給水管と事務室及び会議室のエアコン修繕に伴う費用を予算化します。最後にナンバー6及び7、「小・中学校要保護及び準要保護児童生徒就学援助費」について説明します。

恐れ入りますが、本日机上に配布しました「資料2」をご覧ください。

8月18日庁議報告資料に基づき、今回の就学援助費の増額理由について説明いたします。

最初に、就学援助事業は、生活困窮世帯の児童・生徒の保護者（就学援助費等対象者）に対して、新入学用品費や給食費などを支給する制度ですが、今回新入学用品費の支給について、制度の見直しを行うもので

す。それでは、参考資料1をご覧ください。1 目的ですが、就学援助費等対象者に新入学用品費を小中学校入学前に支給し、必要な学用品を入学前に購入する費用に充てることで、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とします。2 対象者ですが、町内在住者で、翌年度に公立小中学校へ入学を予定している未就学児・児童の保護者とします。3 要綱の改正概要ですが、小中学校入学前に新入学用品費を支給するため、瑞穂町就学援助費支給要綱及び瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱（たんぽぽ、7組）の2つの要綱を改正します。要綱改正のポイントは3つで、1つ目が対象者に入学年度前に公立の小学校に入学を予定する未就学児の保護者を加えること、2つ目が対象者の申請方法及び認定日を加えること、3つ目として、文言の整理を行うものです。なお、要綱の内容について、現在、最終調整を行っている段階です。4 施行期日は、記載のとおりです。5 周知方法ですが、9月議会補正予算議決後に未就学児の保護者の方々へ周知しますが、方法は、入学前に行う就学時健診通知で案内文書を同封します。また、町広報紙及びホームページにも掲載します。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。6 制度改正に伴う予算の増額補正ですが、(1)から(3)の3つの表ですが、(1)は小中学校新入学用品費に係る平成29年度当初予算額で合計220万1000円です。(2)の表は、平成29年度の支給実績で合計357万4400円です。なお、支給単価は国の支給単価変更に伴い当初予算単価より増額されています。(3)の表は、翌年度（平成30年度）入学前支給に伴う見込み額をお示ししています。翌年度入学を予定している未就学児及び児童の人数に対する見込み額は、300万5600円です。

必要額として②の支給実績に③の支出見込み額を加え、①の当初予算額を差し引いた額437万9000円の増額補正が必要となります。7 今後の予定ですが、記載のスケジュールで、平成30年3月に対象者へ支給できるよう事務を進めます。説明は以上でございます。

- 滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何かご質問はございますでしょうか。
- 村上委員 五小のプール用薬剤使用量増の関係ですが、どういった理由で使用量が増えている点と、スーパーアクティブスクールと学力格差解消推進校事業の備品についての内容を教えてください。
- 教育課長 一点目の「プール用薬剤」の件ですが、どこの学校もプール開始前に塩素濃度を計ります。五小については、濃度が不足していたこともあり多めに使用し、結果的に当初予定していた使用量を上回る見込みになりました。なお、当初予定をたてる際は、前年度前々年度実績に基づき算出しています。
- 村上委員 水が汚れていたからなどの理由ではないのですね。
- 指導課長 「スーパーアクティブスクールの備品」についてですが、タブレットを2台とテレビモニター、ブルーレイレコーダーを購入します。「学力格差解消推進校事業の備品」については、プロジェクターとスクリーン、実物投影機を購入します。
- 関谷委員 就学援助に関わる制度変更のことですが、年度内支給は今年度からでしょうか。
- 教育課長 対象は平成30年度4月に入学する方が対象になりますので、今年度中に要綱を改正し、平成30年3月に支給する準備をしています。
- 関谷委員 今までは4月になって公立学校に入学した対象者に支給となっていたとのことですが、入学前支給ですと私学への流出などが考えられます。その点はいかがでしょう。
- 教育課長 転入者や私学へ行かれる方などもいらっしゃると思います。そのあたりの対応を考慮しながら要綱を改正していく予定です。
- 鳥海教育長 これは入学用の学用品を補助するものです。入学が判明するのは新年度になってからになります。今まではその事実に基づき申請をいただいて支給という流れでした。対象者数は確定しているわけです。

ところが、その手前で支給することになりますと、いろいろな問題が想定されます。補助対象であるという確定がないまま支給することにもなりえます。また、入学前に転出する可能性もあります。社会情勢を考慮した時に、諸々の問題はありますが、それでもなお、入学前支給はすべきであると判断し、行うことになりました。

滝澤委員長

資料2の裏面に、制度改正に伴う予算の増額補正の金額は、平成29年度の不足分と平成30年度新入学用の合算費用として捉えてよろしいでしょうか。

教育課長

そのとおりです。

滝澤委員長

ほかに質問もないようですので、終結いたします。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議案第21号に対する討論を行います。（「討論なし。」の発言）

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第21号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし。」との発言）

滝澤委員長

ご異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて平成29年瑞穂町教育委員会第8回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時41分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員